

令和 7 年度

定期監査報告書

横芝光町監査委員

横 監 第 2 6 号

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

横芝光町議会議長	小倉 弘業 様
横芝光町長	佐藤 晴彦 様
横芝光町教育委員会教育長	小川 重之 様
横芝光町選挙管理委員会委員長	海保 教之 様
横芝光町農業委員会会长	伊藤 直樹 様

横芝光町監査委員 大木 薫

横芝光町監査委員 鈴木 克征

令和 7 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 7 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、横芝光町監査基準（令和 2 年 2 月 20 日制定）に準拠した。

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の実施年月日

令和7年10月24日、27日、28日

3 監査の実施場所

横芝光町役場 公室

4 監査の対象

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの一般会計予算及び特別会計予算並びに病院事業会計予算及び農業集落排水事業会計予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

5 監査の着眼点

財務及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにして、組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

6 監査の実施内容

財務及び事務について、あらかじめ提出を求めた詳細な関係資料に基づき、財務及び事務の処理状況等を各担当課長から説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

今回の定期監査において、一般会計及び特別会計並びに病院事業会計及び農業集落排水事業会計の財務に関する事務執行及び経営に係る事業は、おおむね適正に執行または管理されているものと認められた。

極めて基本的なことであるが、事務事業の実施に当たっては法令等を遵守し、最小の経費で最大の効果を挙げるようになるとともに、組織運営の合理化に努めていただくよう、あらためて要望する。

第3 監査委員の意見

軽微なものについては監査の過程で指摘したので本報告では省略するが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたため、以下に所見として述べる。

- 各課等において、新たな事業等により業務の負担増加や複雑化も見られる。管理職には、職員への負担等を十分に考慮し、心身の健康に配慮されたい。
- 修繕や備品購入等について今後予定しているというものが見受けられたが、当初予算で確保された経費については特別な事情がない限り、速やかな契約や発注等により執行されたい。
- 施設設備や機械について、定期的な点検を実施し、耐用年数や修繕が必要となる場合の費用の見積もりを含めた買い替えや修繕等の計画を立て、急な故障が発生した場合の対応が困難になる可能性を考慮し、事前準備をされたい。
- 病院事業会計において、令和6年度に比して入院患者の減少が見られる。医師不足などの難しい問題はあるが、収入減が町財政に与える影響を深刻に受け止め、病院経営の改善に尽力し、町民からの医療需要に耳を傾け、信頼される地域医療の拠点となるよう努められたい。
- 町補助金について、透明性と適正な活用のために、事業目的に沿った視察場所を選定するなど適切な執行となるよう、使途について町も十分留意されたい。
- 土地の賃借料については現在の価値に照らして適正かどうかを慎重に検討する必要がある。価格の妥当性や現在の市場価値との整合性について今一度精査し、必要に応じて交渉や契約条件の見直しを行うなど、適正化を図られたい。
- 各所属において事業内容を十分に精査し、国や県などからの補助金交付の対象となるものがないか調査するなど、経費削減に努めていただきたい。
また、方向性や方針を明確にすることで事業の取捨選択を検討し、業務の効率化に努められたい。